

令和7年第4回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和7年3月5日（水） 午前10時～

早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|-------------------------------------|----------|
| 議案第21号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P. 1 |
| 議案第22号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 3 |
| 議案第23号 | 福岡県知事選挙における投票所の指定について | ・・・P. 5 |
| 議案第24号 | 福岡県知事選挙における開票の場所及び日時について | ・・・P. 7 |
| 議案第25号 | 福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について | ・・・P. 8 |
| 議案第26号 | 福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじの方法について | ・・・P. 10 |
| 議案第27号 | 福岡県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について | ・・・P. 11 |
| 議案第28号 | 福岡県知事選挙における投票立会人の選任について | ・・・P. 12 |
| 議案第29号 | 福岡県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について | ・・・P. 13 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|----------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P. 14 |
| 当日投票所視察について | ・・・P. 14 |

議案第21号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年3月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 48 人 |
| | 内訳 死亡者 | 35 人 |
| | 市外転出者 | 13 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年3月5日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和7年3月3日から令和7年3月4日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和6年11月3日から令和6年11月4日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	12	23	35
転出	4	9	13
合計	16	32	48

議案第22号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年3月5日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年3月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 203 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年3月5日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第22条第3項の規定による。

(登録)

公職選挙法第22条 略

2 略

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内(早良区内の住所異動を含む)に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

選挙人名簿登録者数調（令和7年3月5日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

男女別 区分		男	女	計
令和7年3月3日登録日現在 選挙人名簿登録者数（a）		83,909	97,758	181,667
上記の登録に係る 補正登録者数（b）		0	0	0
（*）以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数（c）		0	0	0
（*）以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数（d）		0	0	0
（*）以後の 抹消者数 （e）	（ア） 死亡	▲ 12	▲ 23	▲ 35
	（イ） 転出	▲ 4	▲ 9	▲ 13
	（ウ） 在外移転	0	0	0
	計 （ア）+（イ）+（ウ）	▲ 16	▲ 32	▲ 48
（*）以後の移替えによる 増加数（指定都市の区）（f）		23	31	54
（*）以後の移替えによる 減少数（指定都市の区）（g）		▲ 14	▲ 17	▲ 31
今回（令和7年3月5日） 追加登録者数（h）		108	95	203
今回選挙時登録日現在における 名簿登録者数（i） （a+b+c+d+f）-（e+g）+（h）		84,010	97,835	181,845
備 考 （（a）との増減）		101	77	178

議案第23号

福岡県知事選挙における投票所の指定について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における早良区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和7年3月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第39条の規定による。

(投票所)

公職選挙法第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第41条第1項の規定による。

(投票所の告示)

公職選挙法第41条第1項 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

令和7年3月23日執行 福岡県知事選挙 投票所一覧

投 票 区	投 票 所
西新第一	福岡市 早良区西新六丁目 4 番 1 号 西新小学校 講堂兼体育館
西新第二	福岡市 早良区西新二丁目10番10号 西新公民館
高取第一	福岡市 早良区昭代二丁目15番51号 高取小学校 講堂兼体育館
高取第二	福岡市 早良区高取一丁目14番13号 高取公民館
百 道 浜	福岡市 早良区百道浜四丁目24番 1 号 百道浜小学校 講堂兼体育館
百 道	福岡市 早良区百道三丁目 1 番 2 号 百道公民館
室見第一	福岡市 早良区室見三丁目 3 番 1 号 室見小学校 講堂兼体育館
室見第二	福岡市 早良区室見三丁目 2 番18号 室見公民館
原 第 一	福岡市 早良区原二丁目 5 番 2 号 原公民館
原 第 二	福岡市 早良区荒江三丁目 2 番 1 号 福岡聴覚特別支援学校 体育館
大 原	福岡市 早良区原四丁目 8 番13号 大原公民館
原 団 地	福岡市 早良区原団地10番 1 号 原団地集会所
原 北	福岡市 早良区南庄四丁目 5 番40号 原北小学校 講堂兼体育館
室見団地	福岡市 早良区南庄五丁目 3 番 2 号 室見団地第一集会所
小 田 部	福岡市 早良区小田部六丁目 4 番 1 号 小田部小学校 講堂兼体育館
有 住	福岡市 早良区室住団地 4 番 1 号 有住公民館
有田第一	福岡市 早良区有田八丁目17番 1 号 有田小学校 講堂兼体育館
有田第二	福岡市 早良区次郎丸六丁目 3 番 1 号 次郎丸中学校 ミーティング室
賀 茂	福岡市 早良区賀茂一丁目31番 1 号 賀茂小学校 講堂兼体育館
原西第一	福岡市 早良区原五丁目12番16号 原西公民館
原西第二	福岡市 早良区小田部三丁目32番 1 号 西福岡中学校 講堂兼体育館
飯原第一	福岡市 早良区原七丁目 3 番21号 飯原公民館
飯原第二	福岡市 早良区飯倉四丁目34番58号 原中学校 武道場
飯倉中央	福岡市 早良区飯倉三丁目19番 5 号 飯倉中央公民館
飯 倉	福岡市 早良区飯倉七丁目29番27号 飯倉公民館
干 隈	福岡市 早良区干隈三丁目15番15号 西干隈公民館
星 の 原	福岡市 早良区星の原団地34番 1 号 星の原団地集会所
田 隈	福岡市 早良区田隈二丁目 7 番 1 号 田隈小学校 講堂兼体育館
田 村	福岡市 早良区田村三丁目32番 1 号 田村小学校 講堂兼体育館
野芥第一	福岡市 早良区野芥七丁目23番20号 野芥公民館
野芥第二	福岡市 早良区野芥四丁目 3 番 6 号 野芥二区自治会集会所
野芥第三	福岡市 早良区野芥五丁目31番14号 西油山ハイツ町内会集会所
四 箇 田	福岡市 早良区四箇田団地56番 1 号 四箇田小学校 講堂兼体育館
入 部	福岡市 早良区東入部二丁目14番14号 入部公民館
早 良	福岡市 早良区早良一丁目 8 番 1 号 早良小学校 講堂兼体育館
脇 山	福岡市 早良区大字脇山2558番地 脇山小学校 講堂兼体育館
内 野	福岡市 早良区内野八丁目15番 1 号 内野小学校 講堂兼体育館
石 釜	福岡市 早良区大字石釜738番地 石釜公民館

議案第24号

福岡県知事選挙における開票の場所及び日時について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における早良区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年3月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 場所 福岡市早良区四箇六丁目17番6号
福岡市立早良体育館
- 2 日時 令和7年3月23日 午後9時15分から

(議案の根拠)

・公職選挙法第63条の規定による。

(開票所の設置)

公職選挙法第63条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

・公職選挙法第64条の規定による。

(開票の場所及び日時の告示)

公職選挙法第64条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第25号

福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙につき、早良区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年3月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 場所 福岡市早良区百道二丁目1番1号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年3月20日 午後6時から

(議案の根拠)

・公職選挙法第62条第6項の規定による。

(開票立会人)

公職選挙法第62条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。))、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。))が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。))が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)
当該公職の候補者

- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。） 当該候補者届出政党
- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等
- 3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。
- 5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。
- 7～11 略

福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙につき、早良区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和7年3月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

（議案の根拠）

- ・公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

議案第27号

福岡県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における早良区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年3月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙1のとおり

(議案の根拠)

・公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

(投票管理者)

公職選挙法第37条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3～7 略

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第24条第1項 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3～4 略

(告示の根拠)

・公職選挙法第25条の規定による。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

議案第28号

福岡県知事選挙における投票立会人の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における早良区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和7年3月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙2のとおり

(議案の根拠)

・公職選挙法第38条第1項の規定による。

(投票立会人)

公職選挙法第38条第1項 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第29号

福岡県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における早良区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年3月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙3のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定による。

(開票管理者)

公職選挙法第61条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

3～6 略

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第67条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2～8 略

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第68条の規定による。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第68条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第61条第2項の規定又は第66条若しくは前条第1項、第3項若しくは第5項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第5回	臨時	3月6日(木)	午後6時	早良区役所 応接室
第6回	臨時	3月20日(木)	午後6時	早良区役所 応接室
第7回	臨時	3月23日(日)	午前10時	早良区役所 応接室
第8回	定例	4月18日(金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第9回	定例	5月20日(火)	午前10時	早良区役所 中会議室

・当日投票所視察について

別紙4のとおり